## 子ども支援学研究会 2020.5

## 「テーマ 改正児童福祉法 どう活かしていくか?

## ─子どもの権利条約の国連採択30年・日本批准25年を踏まえて─

子どもオンブズパーソン研究会 国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所 公益社団法人子ども情報研究センター

本研究会は「子ども支援」をテーマに2005年から始まり、毎年度2回開催しています。今日、子ども支援 のために何が必要か、何ができるのか。そのアプローチを明らかにしていくことを目的としています。

子どもの権利条約が 1989 年に国連で全会一致により採択されて 30 年がたち、この条約を日本が 1994 年に批准して 25 年が経過しました。ようやく 2016 年、児童福祉法が改正され、子どもの意見の尊重(条約第 12 条)を通して子どもの最善の利益(同第 3 条)を実現するという、この条約の精神が位置づけられました。そして 2019 年には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立、本年 4 月から施行されます。

そこでは、「親権者等による体罰の禁止」、「懲戒権の見直し」そして「児童の意見表明権を保 障する仕組みの検討」等により「児童の権利擁護」を進める、とされています。

こうした動向を改めて受け止め、わたしたち地域・市民社会において、またとりわけ地方自治において、児童福祉法をどう活かしていくか? いっしょに考えていきたいと思います。

□日 時 2020年5月30日(土) 13:00~16:30(受付12:45~)
口会 場 HRC ビル(申込用紙の地図参照)4 階 第 1 研修室 A
□内 容(日 程)
基調講演 「子どもの権利条約と日本の児童福祉」
森田 明美 (東洋大学社会学部教授)
国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所顧問、東京都ひとり親自立支援
計画策定委員会委員長、東京都世田谷区子ども・子育て会議委員長 他
指定討論① 児童福祉の現場から
側垣 一也(社会福祉法人三光事業団理事長・ひかり保育園園長)
子どもの権利条約に謳う子どもの最善の利益の保障をめざして、児童
養護施設・グループホーム・保育園等を運営
指定討論② 学校教育の現状から
濱元 伸彦(京都造形芸術大学准教授)
大阪府の公立中学校教員を経て現職。専門は教育社会学、人権教育、
インクルーシブ教育
質疑と討議 コーディネーター
吉永省三(千里金蘭大学教授)
田中文子(子ども情報研究センター理事)
口参加費 800 円(子ども情報研究センター正会員 600 円)

申込書に記入の上子ども情報研究センターまで FAX またはメールで

口申込み